

## 一般廃棄物処分手数料改定のお知らせ

「草津市手数料条例」の一部改正により、平成23年4月1日から草津市立クリーンセンターに搬入される一般廃棄物の処分手数料を改定します。

今回の改正は、ごみ処理に要する経費を応分に負担していただくために見直しを行ったものですので、皆さまのご理解、ご協力をお願いいたします。

今後とも、ごみの排出抑制や分別を徹底することで、ごみの減量化・資源化に積極的に取り組んでいただきますようよろしくお願いいたします。

### ● 処分手数料の改定内容

#### 【現行の手数料】

区分		処分単価
プラスチック類	1回の搬入量が100kg未満のとき	17円/kg
	1回の搬入量が100kg以上のとき	26円/kg
その他一般廃棄物	1回の搬入量が200kg未満のとき	7円/kg
	1回の搬入量が200kg以上のとき	11円/kg

※処分手数料＝重量×処分単価×1.05



#### 【平成23年4月1日以降の手数料】

区分		処分単価
一般廃棄物	1回の搬入量が200kg未満のとき	11円/kg
	1回の搬入量が200kg以上のとき	16円/kg

※処分手数料＝重量×処分単価×1.05

### ● 事業者の責任

- 事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないことが法で定められています。事業系一般廃棄物の収集運搬を委託する場合は、市の許可を受けた一般廃棄物（ごみ）収集運搬許可業者に委託しなければなりません。
- 事業所、商店、飲食店等から出る「事業系一般廃棄物」は、町内の集積所には出せませんので、ご注意ください。

### ● 許可業者との契約

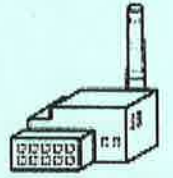
- 一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を委託する場合は、ごみ処分手数料のほかに収集運搬費用等が必要になります。
- ごみの種類や収集量、収集回数等により収集運搬費用等は異なりますので、許可業者にご相談ください。

$$\boxed{\text{ごみ処理費用}} = \boxed{\text{ごみ処分手数料}} + \boxed{\text{収集運搬費用等}}$$

## ★今回の改定についてのご質問にお答えします

Q1. 草津市のごみの処分手数料は近隣自治体と比べて高くないですか？

A1. これまでの草津市のごみ処分単価は、近隣自治体と比べ安価でした。  
また、今回の改定を行っても、近隣自治体と大きな差はありません。



(参考) 近隣自治体との比較

自治体名	区分		単価 (円/kg)
草津市	一般廃棄物	1回の搬入量が200kg未満のとき	11円
		1回の搬入量が200kg以上のとき	16円
大津市	一般廃棄物		15円
栗東市	可燃ごみ、破碎ごみ、粗大ごみ、ペットボトル、その他プラ		17円
	その他資源ごみ(古紙・古着、金属類、びん類)		10円
守山市	焼却ごみ		12円
	破碎ごみ		20円
野洲市	可燃物類		20.8円
	粗大ごみ・不燃物類		21.4円

Q2. 排出事業者の負担増はどのくらいになるのですか？



A2. 今回の改定は、草津市が収集運搬許可業者から徴収する処分手数料を、1回の搬入量が200kg以上の場合で、現行の11円/kgから16円/kgに引き上げるものです。

しかし、排出事業所が負担されるごみ処理費用には、さらに収集運搬費用等が含まれていますので、改定後の契約料金については、現在、ご契約されている許可業者にお尋ねください。

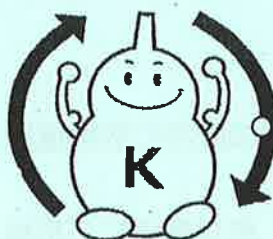
## ★事業所のごみは透明袋で出してください

平成22年4月から、事業所から排出されるごみ(普通ごみ)の収集の袋は透明のポリエチレン袋等で排出していただくようお願いしています。

これは、中身が確認できる透明な袋で排出し、ごみの分別を徹底することで、ごみの減量を図っていただくことを目的としています。

※ 紙袋等の在庫を多く抱える事業所に配慮し、一定の猶予期間(平成23年3月まで)を設けています。

従来の紙袋や段ボールの使用は、平成23年3月末まで。  
それ以降は、透明袋以外は使用できません。  
段ボールなどの資源物は、リサイクルしてね。



ごみ問題を考える草津市民会議

キャラクター クルリーナちゃん

担当課	市民環境部ごみ減量推進課
電話	077-561-2346
Fax	077-561-2479
e-mail	genryo@city.kusatsu.lg.jp